

出資先の企業の解散に伴う分配金の国庫納付について

1 経緯

医薬基盤研究所は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（現在は（独）医薬品医療機器総合機構）が医薬品・医療機器開発を促進するため企業に対し出融資した株式及び債券を承継している。

今般、出資先である（株）創薬技術研究所が解散したことに伴い残余財産の分配が行われたため、当該分配金を不要財産として国庫納付するものである。

なお、独立行政法人通則法第46条の2第5項に基づく評価委員会からの意見については、事前説明の上、平成25年2月13日付で異存はないとされた。その後、財務省との協議を経て、平成25年2月25日付けで厚生労働大臣から認可を受けている。

2 対象資産

特別会計 承継勘定	現金及び預金	194,788,692円
	うち特許権の売却	158,250,000円
	うち特許権以外の財産	36,538,692円

3 納付時期

平成25年3月

4 関係法令

独立行政法人通則法（抄）

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。